

廃棄物処理法における不法焼却禁止の例外事由該当性

—東京高判令和2年8月20日高検速報（令和2年）211頁—

東北大学大学院法学研究科 助教
今井 康介

I はじめに

II 東京高判令和2年8月20日高検速報（令和2年）211頁

1 事案の概要

2 判旨

III 評釈

1 不法焼却罪の構造——焼却の原則禁止と例外的許容——

2 施行令14条4号「やむを得ない」について

(1) 従来の裁判例の分析

(ア) 高松地判平成30年5月31日 LEX/DB 25564821

(イ) 高松高判平成30年9月13日判例集未掲載（平成30年（う）第111号）

(ロ) 広島高判令和元年7月25日裁判所ウェブサイト

(2) 本判決の分析

(3) 検討

3 施行令14条5号「軽微なもの」について

(1) 従来の裁判例の分析

(ア) 仙台高判平成22年6月1日判例集未掲載（平成22年（う）第5号）

(イ) 福岡高宮崎支判令和2年1月28日判例集未搭載（令和元年（ろ）第1号）

(2) 本判決の分析

IV おわりに

I はじめに

廃棄物の野焼きが不法焼却罪¹⁾で起訴された事案において、同罪の成否が争われるケースは少なくない。なぜなら、廃棄物処理法は原則として廃棄物の焼却を禁止する一方、一定の例外的場合には、焼却を許容しており、この判断を事案ごとに、個別具体的に判断しなければならないからである。本稿で評釈する事件も（東京高判令和2年8月20日高検速報

（令和2年）211頁（令和2年（う）第245号））、焼却禁止の例外に該当するかが争われた事例である（以下「本判決」という。）²⁾。

本判決は、焼却禁止の例外を定める施行令に該当するかが争われた裁判例として、データベースを除くと、判例集に掲載される最初の事例であり、今後の刑事実務における参照価値が高いことが予想されるため、検討を加える。

¹⁾ 本稿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を「廃棄物処理法」、廃棄物処理法16条の2及び25条1項15号違反を「不法焼却罪」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を「施行令」とよぶ。

²⁾ 本判決の評釈としては、島本元気「判批」捜査研究843号（2021年）2頁以下が参考になる。本事件は、最決令和2年12月16日判例集未掲載（令和3年（あ）第1303号）が、上告を棄却し、確定。

II 東京高判令和2年8月20日高検速報 (令和2年) 211頁

1 事案の概要

被告人は、法定の除外事由がないのに、被告人方敷地内で、廃棄物である竹、柿の木の枝等を焼却したとして、不法焼却罪で起訴された。被告人は、施行令14条4号あるいは5号が適用され不法焼却罪は成立しない、あるいは可罰的違法性が欠けると主張したが、原審である千葉地判令和2年1月10日(平成30年(わ)第1900号)はこれらの主張を否定し、被告人を罰金20万円に処した。

そこで被告人は、原審が施行令14条4号にいう「やむを得ない」の検討に際し「環境負荷」及び「経済合理性」を考慮する点は容認できない、施行令14条5号に関し、原判決が「キャンプファイヤー」の程度への検討を行わないのは公権的解釈と整合しない、として控訴した。そうしたところ、東京高裁は施行令の適用に関し、次のように判示した。

2 判旨

1 施行令14条4号について

…(中略)…

(2) しかし、当裁判所も、本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却は施行令14条4号には該当しないと判断する。

ア 同号は、その文言や課長通知の例示ぶりから、廃棄物処理法16条の2第3号のうち主として「社会の慣習上やむを得ないもの」としての除外事由を定めたものと受け止めることができる。同条は、いわゆる野焼きに対する取締りの実効性を図るなどの目的で、平成12年の法改正で設けられた規定であるところ、「農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却」などと課長通知が例示するような焼却は、それぞれの事業に伴って生じる廃棄物を、農地、

山林、海岸等その発生場所で焼却する場合には、周辺環境への支障が生じるおそれが少なく、これらの発生場所が一般民家等の人の居住地と離れた場所であれば、市町村の収集などによる通常の処理にもなじまないと考えられることから、従前農業等を営むために行われていたこれらの焼却が、周辺環境への支障を生じるおそれがあるにもかかわらず、社会慣習上やむを得ないものとして受容されてきたことを踏まえ、除外事由と定められたものと解される。したがって、本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却が施行令14条4号に該当するか否かの判断に当たっては、それが社会慣習上やむを得ないものとして許容される域にあるかどうかの判断が重要であるものと解される。

イ なお、原判決は被告人が竹の生育は専ら緑地保全のためであったと述べていると指摘するが、その供述は質問に応じて一定規模の竹林を保全する必要性を強調しているにすぎず、必ずしもタケノコの販売は農家としての被告人の活動に無関係であるといった趣旨を述べていないものと受け取れる。原審における被告人質問によれば、被告人は、梨を主体に梅、柿、ミカンなどを生産し、市場を通し、あるいは直接に販売しているところ、年間30kgくらいと多量ではないがタケノコの販売も行っているのはその一環であるとも考えられ、タケノコ自体の販売金額の小ささや現在の販売先が近隣に限られるということを考慮に入れても、被告人が業としてタケノコ採取を行っているという合理的な疑いを否定したとうかがわれる原判決の認定には疑義がある。また、原判決は、本件竹の焼却と本件柿の木の枝等の焼却それぞれについて別々に施行令14条4号該当性を検討することどまっているが、社会慣習を考慮するこ

の除外事由の趣旨を考えると、被告人による焼却行為を一体として考慮する視点も必要であろうと考えられる。

ウ そこで、本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却行為をみると、これらは、被告人方敷地内において発生した廃棄物であるものの、被告人は、敷地は広いとはいえ、周辺に一般民家、畑、資材置き場等が混在する旧来の住宅街にある所有地内で、重機を使って長径約2.3m、短径約1.8m、深さ約0.8mの穴を掘り、約20.5kgの竹と約4.25kgの柿の木の枝等を一緒に入れ、ガスバーナーで点火して約30分間にわたって燃やしたというものである。課長通知の例示は、こうした周辺地域の状況の中での焼却を許容する趣旨ではないと解されるし、焼却の態様及び規模等を考えると、周辺環境への支障が生じるおそれが少ないともいえない。一般的にみても、本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却が周辺の住民から承認されるとは考え難く、これが社会慣習上やむを得ないものとして受容されるというレベルのものではないことは明らかである。また、被告人方のあるa市では、竹は、長さ50cm×直径30cmの束として燃やすごみの収集対象となっており、木の枝は、長さ50cm×直径30cm程度の束として燃やすごみの、太さ10cm以下の木・木の枝は、長さ2m×直径30cmの束として大型ごみの、それぞれ収集対象となっている。さらに、原判決も指摘するとおり、公共機関であるa市クリーンセンターへ持ち込む手段や、近隣の業者に高額ではない金額で受け入れてもらう手段もあり、農業を営み、竹の間伐も行い、重機も操れる被告人にとってこれらの手段をとることが困難ともいえないことから、本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却は、対象物が市町村による収集にな

じむかどうかという観点でも、課長通知が例示する焼却とは前提が異なり、社会慣習上やむを得ないものとして受容される域内には収まらないと解される。

以上から、被告人による本件の焼却行為は、施行令14条4号の除外事由に当たる疑いはないものと判断される。

2 施行令14条5号について

… (中略) …

(2) しかし、当裁判所も、本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却は施行令14条5号には該当しないと判断する。

ア 同号は、その文言上、廃棄物処理法16条の2第3号のうち「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるもの」としての除外事由を定めたものと受け止めることができる。弁護人は、課長通知の例示にある「キャンプファイヤー」と比較して本件の焼却の規模は軽微であるとするが、課長通知において別途例示されている風俗慣習上又は宗教上の行事に関連する廃棄物の焼却に該当する場合は別として、施行令14条5号にいう「軽微」については、廃棄物処理法16条の2第3号から、周辺地域の生活環境に与える影響におけるそれを意味し、社会通念上たき火と理解し得る程度の規模を指すものと解され、課長通知にいうキャンプファイヤーも同程度の規模のものを想定しているものと解される。

イ 本件の焼却行為は、前記1(2)ウで指摘したとおりであり、被告人方の敷地は広いとはいえ、一般民家、畑、資材置き場等が混在する旧来の住宅街に位置し、民家は、道路を隔てて東側、竹林越しの南及び西側に隣接している。被告人は、そのような環境において、重機を使って穴を掘り、合計25kg近い竹や柿の木の枝等を約30分間にわたって燃やし、付近を警ら中の警察官が煙が立ち上るのを

現認したというのであるから、このような焼却は、その規模において社会通念上たき火と理解し得る程度を超えているといえる上、周辺地域の生活環境に与える影響においても社会通念上たき火と理解できる程度に軽微といえないことは明らかである。

したがって、被告人による本件の焼却行為は、施行令14条5号の除外事由に当たる疑いもないものと判断される。

III 評釈

1 不法焼却罪の構造——焼却の原則禁止と例外的許容——

廃棄物処理法16条の2は、廃棄物の焼却を禁止している（同条違反の罰則は25条1項15号）³⁾。この規定は、廃棄物の焼却を、全員一律に禁止することで、火災の危険のみならず、焼却によるダイオキシンなど有害物質の発生を防止することを目的として⁴⁾、廃棄物処理法2000年改正⁵⁾により導入されたものである。規定は、次のとおりである。

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

条文から分かるように、廃棄物処理法は、あらゆる焼却行為を禁止するのではなく、一定の場合には焼却行為を許容している。すなわち、①廃棄物処理基準に従って行う焼却（16条の2第1号）、②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却（同条第2号）、③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（同条第3号）は、焼却禁止の例外として許容されるのである。

具体例を挙げると、①としては清掃工場における焼却（環境省令で定める構造を有する焼却施設を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却）、②としては家畜伝染病予防法に基づく患畜の死体焼却、③としてはどんど焼き等の地域行事における不要となった門松等の焼却が挙げられる⁶⁾。

実務上、①に関しては、処理基準が適用される者や処理基準が、廃棄物処理法（さらに施行令と施行規則）に規定されており、また②についても、他法に焼却の要件が定められていることから、例外事由該当性が直接的に争われるケースは少ないように思われる。ところが③に関しては、「社会の慣習上やむを得ない」、「生活環境に与える影響が軽微」な

³⁾ 不法焼却罪の概要については、城祐一郎『特別刑事法犯の理論と捜査2』（立花書房、2014年）202頁以下、生活経済事犯研究会「生活経済事犯に関する捜査上のポイント第5回」捜査研究784号（2016年）94頁以下、安富潔『特別刑法入門2』（慶應義塾大学出版会、2019年）141頁以下参照。

⁴⁾ 緒方由紀子編著『廃棄物・リサイクル・その他環境事犯 捜査実務ハンドブック』（立花書房、2018年）27頁、今井康介「不法焼却罪の量刑における構成要件外結果の考慮」高橋則夫＝松原芳博編『判例特別刑法 第4集』（日本評論社、2022年刊行予定）。

⁵⁾ 吉野智「改正 廃棄物処理法の運用について（中）」捜査研究593号（2001年）73頁以下が、2000年改正について詳しく、本件原審の千葉地裁も、判決文中で同文献に言及している。

⁶⁾ 廃棄物処理実務研究会編『廃棄物処理実務便覧 8』（第一法規、加除式）6001頁以下、廃棄物処理実務研究会編『通知で納得！条文解説廃棄物処理法』（第一法規、2009年）6061頁以下、廃棄物処理法編集委員会編『廃棄物処理法の解説』（日本環境衛生センター、第14版、2020年）391頁以下参照。

ど、文言解釈の余地が存在し、許される焼却か評価が分かれる事態が生じやすい。この問題に対応するため、焼却禁止の例外に関連して、次のような施行令14条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）が定められている。本事件は、4号と5号の適用が問題となる。

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

さらに廃棄物の焼却禁止に関しては、環境省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（平成12年9月28日衛環78号（以下「課長通知」））が出されており、本件判決文中でもこれについて言及されている。課長通知では、施行令14条4号・5号に関連しうるケースとして、次のような例が挙げられている。

第十二 廃棄物の焼却禁止

- 一 焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取締りが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについて、例外を設けていること。

したがって、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であること。

…（中略）…

七 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが考えられること。

なお、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと。

八 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられること。

以上のような廃棄物処理法と施行令の規定、それに関連する課長通知を前提として、検討を行う。本事件において、被告人は廃棄物の焼却を、施行令によって許容されている焼却であると主張した。すなわち農家を営む被告人は、竹、柿の木の枝等を焼却しているが、施行令14条の4項により、農業を営むために「やむを得ない」ものとして許容され、そうでなくとも施行令14条5号の定めるような軽微な焼却にすぎないから、不法焼却罪は成立しないというのである。以下ではまず14条4号該当性を検討し、その後14条5号該当性の検討を行う。

2 施行令14条4号「やむを得ない」について

本件で問題となった施行令14条4号の適用に関し、原審、東京高裁ともに施行令の適用を否定したものの、判断方法は異なるものと

なった。以下では、まず従来の裁判例においてどのようにして「やむを得ない」が判断され、いかなる判断がなされてきたか、3つの裁判例を参照し、それを踏まえて本判決の意義を明らかにしたい。

(1) 従来の裁判例の分析

(ア) 高松地判平成30年5月31日LEX/DB 25564821

高松地判平成30年5月31日は、農業に携わる被告人が、田んぼで、家屋の解体現場で発生し、(無償で)持ち出した畚20枚を、一晩かけて燃焼させたとして不法焼却罪に問われた事案である。ここでは、施行令14条4号及び5号の該当性が争われ、次のような判示がなされた。

法が例外的に許容する焼却(法16条の2第3号, 同法施行令14条4号又は5号)とは、生活環境への影響が軽微であることを前提として、農業等や日常生活を営む上で通常行われるものとして焼却を認める必要性が高い場合に限られると解すべきである。

これを前提として本件についてみると、本件量は夜間から相当時間にわたって燃焼し、翌朝に至っても白煙が上がり燃え続けている状況だったことに加え、焼却に係る量の量も相当多く、実際に付近住民から警察に通報がされていることも併せて考えると、火が更に燃え上がるなどして付近の通行人等への危険を生じさせる現実的な可能性が

認められる。そうすると、焼却場所が被告人方の田んぼだったことや、本件証拠上焼却によって明らかな有害物質が生じるとまでは認められないことを踏まえても、生活環境への影響が軽微だったとはいえない。その上、量を焼却することで農業用の肥料となる草木灰を作る行為は、肥料を撒く行為と同視できないことはいうまでもなく、社会通念上、農業等や日常生活を営む上で通常行われるものとして焼却を認める必要性が高いとも認められない。そうすると、被告人以外の者も同様の行為をしていたなどの弁護人が指摘する事情があったとしても、本件焼却行為については、法が例外的に許容する焼却(法16条の2第3号, 同法施行令14条の4又は5号)のいずれにも当たらないというべきである。

ここでは「やむを得ない焼却」として、生活環境への影響の軽微性を前提に、焼却の必要性、すなわち、農業等や日常生活を営む上で通常行われるものとして焼却を認める高い必要性があることが要求されている。

(イ) 高松高判平成30年9月13日判例集未掲載(平成30年(う)第111号)

これに対し高松高判平成30年9月13日(= (ア)の控訴審判決)は、次のように判示して、生活環境への影響の軽微性を不要としつつ、農業活動との関連性を重視して、施行令14条4号該当性を否定した⁷⁾。

⁷⁾ 高松高裁は、施行令14条4号は、軽微なものと文言にないから、軽微であることを要求する原審の法解釈には疑問があるとする。また本事件原審である千葉地裁も、「検察官は、施行令14条4号に該当するためには、廃棄物の量が軽微なものといえることが必要であると主張する。しかしながら、同号の規定には軽微性に関する文言は明記されていないし、該当性が明らかな『農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却など』の量が軽微なものであるはずがない。」として、軽微性を要求してはならないとする。

しかし次のような理由から、疑問がある。廃棄物処理法16条の2第3号は、 α 「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」、又は β 「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」として、「政令で定めるもの」としており、政令である廃棄物処理施行令では α もしくは β に該当する行為の具体化が行われている。つまり施行令14条1~3号は α を定め、4~5号は β を定めている。そうすると施行令14条4号の文言には、たしかに「軽微なもの」という要素が文言上は要求されていないが、廃棄物処理法16条の2第3号 β の部分により、軽微性が前提とされていると解される。

また実際上の結論としても、農業や林業または漁業を営むのにやむを得ないのであれば、いかに大量の焼却であっても、つまりいかに甚大な環境破壊を引き起こしても良いとすることは、不法焼却罪の制定趣旨に反する解釈となりかねない。

検討するに、廃棄物処理法 16 条の 2 第 3 号は、廃棄物の焼却禁止に対する除外事由として、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」と「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」を定め、その具体的内容を政令に委任している。これを受けて、施行令 14 条 4 号は、「農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」と定めているが、他法で、同条 5 号は、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」と定めており、同条 4 号は「軽微なもの」という文言を含んでいない。これらの規定に照らせば、同号について、生活環境への影響が軽微であることが要件であると解することは困難であり、原判決の上記解釈には疑問がある。

しかし、家屋の解体工事により排出された量は、農業とは何ら関係のない廃棄物であり、それを自己の田に持ち込んで焼却する行為が、同号の「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる」場合に当たるとはいえないことは明らかであるから、本件行為が同号に該当しないとした原判決の結論は相当である。

(7) 広島高判令和元年 7 月 25 日裁判所ウェブサイト

さらに広島高判令和元年 7 月 25 日⁸⁾は、被告人が、自宅敷地内の雑木を伐採して、野積みした後、その一部を被告人の管理する田や敷地で焼却した事案において、焼却行為は施行令 14 条 4 項に該当すると主張がなされた事案である。広島高裁は、次のように判示して、施行令の適用を否定した。ここでも、「やむを得ず」の判断において、農業や林業などの事業活動との関連性が重視されているように思われる。

所論は、本件焼却行為は農業及び林業を営む被告人が、その管理する山林を保全するとともに被告人宅の敷地内にある農業機械を収納する倉庫を守るため、やむを得ず伐採し焼却したものであるから、本件焼却行為は廃棄物処理法施行令 14 条 4 号の「農業、林業・・・を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」に該当し、廃棄物処理法 16 条の 2 第 3 号により焼却禁止の対象から除外されると主張する。

しかしながら、前示のとおり、本件伐採は林業の一環として行われたものではなく、また、田での稲わらの焼却のように、農業を営む上でやむを得ないものとして行われたものでないことも明らかであるから、所論は失当であり、この点の原判決にも誤りはない。

(2) 本判決の分析

それでは、本事件ではどのように理解されたのであろうか。まず本件の原審である千葉地判令和 2 年 1 月 10 日は、次のように判示している。

施行令 14 条 4 号が定める「農業、林業又は漁業を営むために」行われる廃棄物の焼却とは、農業、林業または漁業等の第 1 次産業に伴って必然的に発生する廃棄物の焼却であり（以下「伴事業性」という。）、さらに、①発生場所における焼却であるか、②生活環境の保全上支障を生ずるおそれが少ないか、③廃棄物の発生量、発生場所などから市町村の収集などによる通常の処理になじまないかの観点（以下「環境負荷」及び「経済合理性」という。）から「やむを得ないもの」と認められるか検討する必要があると解される。

ここでは、施行令 14 条 4 号が、「農業、林業又は漁業を営むため」と、「やむを得ない」に分割され、前者から導かれる伴事業性とい

⁸⁾ 今井康介「判批」新・判例解説 Watch26 号（2020 年）313 頁以下、野村健太郎『量刑の思考枠組み』（成文堂、2020 年）194 頁以下（＝刑事法ジャーナル 63 号（2020 年）114 頁以下）、警察実務研究会「判批」『警察実務重要裁判例 令和 2 年版（警察公論 75 卷 11 号付録）』（立花書房、2020 年）115 頁以下、阿部鋼「判例による自治体コンプライアンス（45）」月刊廃棄物 594 号（2020 年）42 頁以下、江原伸一『生活安全警察 110 判例』（東京法令出版、改訂版、2021 年）154 頁以下参照。

う要件と、後者の「やむを得ない」という要件で区別した考察が行われ、後者は場所、環境負荷、経済合理性などの観点から判断されることが明らかにされている。そして竹の焼却については、前者である伴事業性が無いことを理由として、柿の木の焼却については、通常の処理になじまないとはいえないとして後者の要件である「やむを得ない」該当性が否定されている。

以上のような千葉地裁の判断を東京高裁の判断と比較した場合、次の2つの点で違いがある。

第1の違いは、伴事業性を問題とするかである。東京高裁は、「本件竹及び本件柿の木の枝等の焼却が施行令14条4号に該当するか否かの判断に当たっては、それが社会慣習上やむを得ないものとして許容される域にあるかどうかの判断が重要であるものと解される。」とし、伴事業性を問題とすることなく、「社会慣習上やむを得ないものとして受容される域内には収まらない」としている⁹⁾。

また第2の違いは、許されない焼却かを評価する単位である。東京高裁は、竹と柿の木をあわせた1つの焼却、焼却行為一体を評価対象としている。これに対し、千葉地裁は、竹の焼却と柿の木の枝の焼却をそれぞれ個別に14条4号該当性の検討を行い、竹の焼却については伴事業性が欠け、柿の木の枝の焼却については、通常の処理になじまないとはいえないとして、14条4号該当性を否定している。

そして以上のような差異と、これまでの裁判例の判示をあわせて考えた場合、本判決の意義は、次の2つの点に存在するように思われる。すなわち第1に、施行令14条4号の「やむを得ない」について、社会慣習の観点

から許容されるか否かを判断すべきことを明言した点である。これは従来の裁判例や、本件原審では見られなかった基準であり、新たな判断基準として重要となる。

第2に、これまでの裁判例において(筆者の調査が及ぶ範囲内において)、複数の種類の物を同時に燃やした事案において、施行令14条4号の焼却の例外事由の判断方法は、廃棄物ごとに判断するのか、全体として判断するのか必ずしも明らかでなかったように思われる。そのような中、東京高裁は、焼却物ごとに施行令該当性を判断するのではなく、焼却した物全体として施行令該当性を判断すべき事を明らかとしており、今後の実務における評価方法として参考となろう。

(3) 検討

それでは東京高裁の判断をどう評価すべきであろうか。まず、よく似た文言である「やむを得ず」という表現が用いられている刑法37条における緊急避難と比較してみよう。

刑法の緊急避難においては、やむを得ない内容として、他にとるべきより侵害の少ない手段が存在しないこと、いわゆる「補充性」が要求されることが一般的であるところ、本件東京高裁は、施行令14条4号の「やむを得ない」について、緊急避難の意味での補充性を要求しておらず、この意味で、本判決は妥当である。というのも、「他にとるべき手段が存在しない」という意味で施行令14条4号の理解を行うと、例えばおよそ処理する業者(廃棄物処理業者)の存在しない種類の廃棄物を焼却するような、極めて限定的な場合にしか、焼却が許容されなくなってしまうからである。また、「やむを得ない」という要素を緩やかに解釈したとしても、「農業、林業

⁹⁾ 島本・前掲注2)9頁以下は、本判決が「伴事業性」の要否について言及していない理由について、「伴事業性」に言及しなくても、本件焼却が許容されないという結論を導く事ができると考えたからであり、「農業、林業又は漁業を営むために」という文言との関係でどのような要件が必要とされるのかについては、今後の裁判例に委ねられているものと評価する。

または漁業を営むため」という点でさらに限定解釈する余地も残されているのであるから、刑法の緊急避難の規定のように、狭く解釈する必然性も乏しいといえよう。

しかし一方で、本判決が「やむを得ない」かを、社会慣習から判断するという方法をとる点には、疑問が残る。というのも、社会慣習というものは、場所や時期によって大きく異なり、基準としての明確性が不十分だからである。廃棄物の焼却は、たとえ小規模であっても火災の危険やダイオキシン発生の危険性が高い。それにもかかわらず、社会の慣習となつてさえいれば、たとえ火災の危険が高くても、また、たとえダイオキシンを発生させても問題がないと解することはできない。

近年は、不法焼却罪が制定された2000年と異なり、焼却による煙害の危険の問題が指摘されるようになってきている。例えば、野焼きにより発生する悪臭や刺激臭、PM2.5発生、付着した放射性物質飛散（ただし廃棄物処理法2条1項は、放射性物質及びこれによって汚染された物を規制対象から除いている）、煙による交通事故発生の危険等があげられる¹⁰⁾。そして、かかる被害や危険を防ぐのが不法焼却罪の規定であるとすると¹¹⁾、以前から繰り返し行われ社会慣習となっているという理由で、不法焼却罪を否定するのは、不当であるように思われる。別の言い方をすると、野焼きという有害で悪い社会慣習を改めるために

制定されたのが不法焼却罪であり、社会慣習を前提に不法焼却が許されるかを考えるのでは、かかる悪習慣を是正することはできないと思われる。

むしろ、判断基準の明確性という観点からは、——原審である千葉地裁が採用していたように——伴事業性を前提に、①発生場所における焼却であるか、②生活環境の保全上支障を生ずるおそれが少ないか、③廃棄物の発生量、発生場所などから市町村の収集などによる通常の処理になじまないかの観点（環境負荷及び経済合理性）を判断する方が適切な判断方法であろう。

次に、焼却物の種類ごとに14条4号該当性を判断するのではなく、焼却した物を全体として判断すべきとした点について検討を行う。焼却物をひとまとめに評価する方法、すなわち廃棄物を全体として見る方法は、混合した廃棄物の不法投棄が問題となる事例の処理を想起させるものである。

最決平成18年2月28日刑集60巻2号269頁（混合投入事件）¹²⁾は、一般廃棄物である汚泥と、産業廃棄物である汚泥を混合して収集・運搬し、処理施設に搬入した事案につき（一般廃棄物のみの搬入は適法であった）、不法投棄罪の成立を認めた。そこでは投入された汚泥全体について不法投棄罪の成立が認められている。また大阪地判平成18年8月18日LEX/DB 28115303¹³⁾は、不法投棄罪の成立

¹⁰⁾ 野焼きの影響については、富山一ほか「野焼き発生時の時間分布調査および稲作残渣野焼きによる大気汚染物質排出量の日変動推計」大気環境学会誌52巻4号（2017年）105頁以下、好野奈美子ほか「野焼きを想定した雑草の燃焼による放射性セシウムの動態」環境放射能除染学会誌6巻2号（2018年）91頁以下、伏見暁洋「最近の大気中PM2.5の起源と稲わら等の野焼きの影響」国立環境研究所ニュース36号（2018年）5頁以下等参照。

¹¹⁾ 不法焼却罪を、ある程度高温で廃棄物を変化させることにより周辺環境への影響を発生させる犯罪（この意味で、不法投棄罪とは環境に影響を与える態様に差があるにすぎない）と捉え、周辺環境への影響を広く解する私見（今井康介「廃棄物処理法における不法焼却罪の構造」早稲田法学会誌64巻2号（2014年）157頁以下及び今井・前掲注4）参照。もっとも、廃棄物の焼却を見るため野次馬が集まった場合における、野次馬が集まることのような間接的な影響は、周辺環境への影響に含まれないと解すべきであろう。

¹²⁾ 長井圓「判批」NBL834号（2006年）25頁以下、小名木明宏「判批」刑事法ジャーナル10号（2008年）157頁以下、阿部鋼「判批」法学新報115巻3＝4号（2008年）261頁以下、多和田隆史「判解」『最判解 刑事篇 平成18年度』（法曹会、2009年）182頁以下、岡部雅人「判批」高橋則夫＝松原芳博編『判例特別刑法』（日本評論社、2012年）288頁以下（＝法律時報79巻10号（2007年）97頁以下）、芝田麻里「判批」いんだすと29巻2号（2014年）28頁以下、江原・前掲注8）146頁以下参照。

¹³⁾ 江原・前掲注8）148頁以下参照。

を認める際、廃棄物処理法上の「廃棄物」ではない残土等も含め、投棄物全体が廃棄物処理法上の「廃棄物」であるとしている。

このような実務における処理を前提とすると、東京高裁の焼却した物を全体として評価するという方法は、不法投棄罪との整合性という観点から、十分に理由のある方法であると考えられ、どのような種類の物を燃焼したかという点は、量刑において個別的に考慮されることになろう。

3 施行令14条5号「軽微なもの」について

東京高裁は、施行令14条4号に該当することを否定した上で、14条5号該当性も否定した。この点をどう考えるべきであろうか。14条5号該当性を否定した2つの事例と比較しつつ、検討を行うことにする。

(1) 従来の裁判例の分析

(ア) 仙台高判平成22年6月1日判例集未掲載(平成22年(う)第5号)

仙台高判平成22年6月1日¹⁴⁾は、不法焼却罪の成否が争われた事案において、廃棄物処理法16条の2にいう「焼却」の意義が争われ、さらに廃棄物処理法施行令の14条5号に該当するとの主張が行われた事案である。仙台高裁は、「焼却」に該当するとした上で、次のように判示して、施行令14条5号該当性を否定した。

現場の周辺には木材があり、型枠が炎を出して燃え、白煙が約5メートルの高さまで達していた

のであるから、周辺の木材に火の粉が付くなどして延焼の危険が少なからず存在したといえる。そうすると、本件廃材の重量が約1.1キログラムと少量であり、焼却しようとした容器も小さいものであるものの、本件焼却が、たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却ではない上、本件廃材から白煙が地上5メートルくらいまで立ち上がり、一面にうっすらと広がり、原判示の家屋新築工事現場周辺にも焦げ臭いにおいが漂っていたというのであるから、周辺地域への影響が軽微ということはできない。したがって、本件焼却は廃棄物処理法施行令14条5号に該当しない。

ここでは、「軽微なもの」に該当するか問題となり、延焼の危険があり、また白煙が一面にうっすらと広がり、焦げ臭い匂いが漂っているような場合には、軽微ではないと評価されている。もっとも、判断基準については明らかでない。

(イ) 福岡高宮崎支判令和2年1月28日判例集未搭載(令和元年(ろ)第1号)

福岡高宮崎支判令和2年1月28日は、電気製品であるスピーカー1台(焼却残量約1.85kg)を廃棄する目的で焼却した事案において、施行令14条5号の該当性が問題となった事案である。原審¹⁵⁾が、本件焼却行為が軽微なものであるかを判断するまでもなく、廃棄物処理法施行令14条5号に該当しないとしたのに対し、福岡高裁宮崎支部は、次のように判示して、軽微なものに当たらないとした。

本件焼却行為は、木くず等の自然物を焼却するものではなく、不要となった電気製品であるスピ

¹⁴⁾ 同判決では、「焼却」に関する部分が、高刑速(平成22)号267頁に掲載されているものの、施行令14条5号の適用に関する部分は掲載されていない。そのため、判例集未掲載として引用を行った。同判決については、宮地裕美「判批」研修746号(2010年)108頁以下、警察実務研究会「判批」『警察実務重要裁判例 平成23年版(警察公論66巻8号付録)』(立花書房, 2011年)105頁以下、今井康介「判批」高橋則夫=松原芳博編『判例特別刑法 第2集』(日本評論社, 2015年)277頁以下(=法律時報85巻9号(2013年)122頁以下)、廃棄物処理実務研究会編著『廃棄物処理実務便覧7』(第一法規, 加除式)9325頁、さらに河北新報2009年9月29日25面〔北村喜宣, 土本武司〕参照。

¹⁵⁾ 宮崎簡判令和元年10月2日判例集未搭載(平成31年(ろ)第1号)。なお本事件は、最決令和2年8月26日判例集未搭載(令和2年(あ)第272号)が上告を棄却し、確定。

一カーを廃棄する目的で丸ごとこれを焼却するというものである。そして、本件スピーカーは縦の長さが約 55 センチメートル位あったというのであり、枠は木材であったとはいえ、音響装置という性質上、当然のことながら、内部には金属やプラスチック等の素材の部品があったと考えられる。そうすると、本件焼却行為は、相応の煙や異臭などを発生させる蓋然性がある行為であると容易に推認することができる。

… (中略) …スピーカーの処分方法については、その大きさなどに応じ、燃やせないごみ、資源物又は粗大ごみ等として処分する取扱いになっているところ (原審甲第 12, 第 14 号証)、これらの事実からしても、一般常識として、不用品であるスピーカーの処分方法としては、自ら焼却せず、その区分に従ってごみ等として処分するのが通常の取扱いであると認められる。

その他、所論において種々主張する点を検討しても、本件焼却行為が廃棄物処理法施行令 14 条 5 号にいう「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」とは到底言えない。

(2) 本判決の分析

上記福岡高裁宮崎支判は、軽微なものと評価しない理由と関連して、諸々の事情を列挙しているが、判断基準を明らかにしていない。これに対し、本件東京高裁は、「施行令 14 条 5 号にいう『軽微』については、廃棄物処理

法 16 条の 2 第 3 号から、周辺地域の生活環境に与える影響におけるそれを意味し、社会通念上たき火と理解し得る程度の規模を指すものと解され、課長通知に言うキャンプファイヤーも同程度の規模のものを想定しているものと解される」とし、判断対象と判断基準を明らかにしている。本稿では、本判決の判断について、2 点述べておきたい。

第 1 に、本判決が、軽微性の判断対象を「周辺地域の生活環境に与える影響」に求めた点は、これまでの裁判例では明らかにされていなかった点である。東京高裁が、軽微性判断の対象を明らかにし、またその程度として社会通念上たき火と理解しうる程度の規模を指すと示した点に、本判決の意義が認められる¹⁶⁾。

第 2 に、「課長通知にいうキャンプファイヤーも同程度の規模のものを想定しているもの」という判示から、明示的ではないものの、キャンプファイヤーを焼却禁止の例外として肯定する行政解釈の立場が承認されているように思われる。

IV おわりに

不法焼却罪に関しては、2018 年に農家の野焼きをめぐる、行政である三田市の解釈に疑義が生じた事件が記憶に新しい¹⁷⁾。また近時、不法焼却罪を肯定する裁判例が相次いで公開されており¹⁸⁾、不法焼却罪は、廃棄物処

¹⁶⁾ もっとも本稿Ⅲ2 (3) において、社会慣習が判断基準となるか疑問があるとしたように、社会通念が程度を判断する基準として明確で有用なものかは疑問が残る。

これに対し、島本・前掲注 2) 19 頁は、「本判決は、施行令 14 条 5 号該当性について、周辺環境に及ぼす影響の程度及び焼却の規模に関する具体的事実関係を踏まえて判断しているところ、その当てはめの内容を踏まえると、同号該当性判断に当たっては、①犯行現場周辺の状況、②焼却の態様、③焼却に係る廃棄物の量、④煙の発生状況等が事実認定上の着目点になる」と指摘する。また 14 条 5 号については、「日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」の要件を満たすか否かを問題にし得たのではないかとし、本件焼却が、一般人が日常生活を営む上で通常行う焼却ではないと考えることも出来たように思われるとしている。

¹⁷⁾ 農業者が行う稲わらの野焼きを一律に適法と解釈する三田市に対し、市の第三者機関「オンブズパーソン」が、市の解釈に疑念を示す事件が発生している。同事件については、読売新聞 2018 年 5 月 31 日 (大阪朝刊) 27 頁参照。

¹⁸⁾ 近時、不法焼却罪が肯定された事例としては、①広島高判令和元年 7 月 18 日裁判所ウェブサイト、②広島高判令和元年 7 月 25 日裁判所ウェブサイト、③大阪地判令和 2 年 7 月 8 日裁判所ウェブサイト、④福岡地小倉支判令和 2 年 8 月 3 日 LEX/DB 25566675、⑤神戸地姫路支判令和 3 年 1 月 26 日裁判所ウェブサイトがある。

理法の刑事実務において、最も注目度が高い罰則の1つである¹⁹⁾。

このような状況において登場した本判決は、施行令14条4号「やむを得ず」、及び5号「軽微なもの」に関し、判断基準、判断対象とその程度を明らかにした点、そして許されない焼却となる事例を明らかにした点に、意義が認められる。

¹⁹⁾ 以下は、不法焼却罪の検挙件数と、廃棄物処理法違反事件全体における不法焼却罪の構成比（割合）をまとめたものである。不法焼却罪の検挙件数は、廃棄物処理法全体での検挙件数の半数を超える年も存在することが分かる。

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
検挙数 (件)	2638	2676	2381	2303	2441	2395	2470	2802	2602	2784
構成比 (%)	46.3	47.3	46.1	46.9	49.0	47.2	48.3	51.0	48.4	48.3

(データは、平成24年度～令和3年『警察白書 統計資料』による。)